

県立博物館・美術館の組織移管について

令和4年3月25日
教育振興部文化財課

千葉県は、県の重要施策を着実に推進するため、効率的かつ効果的な業務執行体制が構築できるよう組織の見直しを行うこととし、教育庁教育振興部文化財課内の学芸振興室は、博物館等の組織を含めて、令和4年度から知事部局へ移管されることとなりましたのでご報告いたします。

1 概要

知事部局環境生活部に「スポーツ・文化局」を新設し、「生涯スポーツ振興課」、「競技スポーツ振興課」、「文化振興課」を設置し、「文化振興課」には、県民生活・文化課から文化部門、教育庁文化財課から学芸部門を移管します。

また、教育庁から美術館、中央博物館、現代産業科学館及び関宿城博物館を移管し、文化・芸術振興の一体的な推進を図ります。

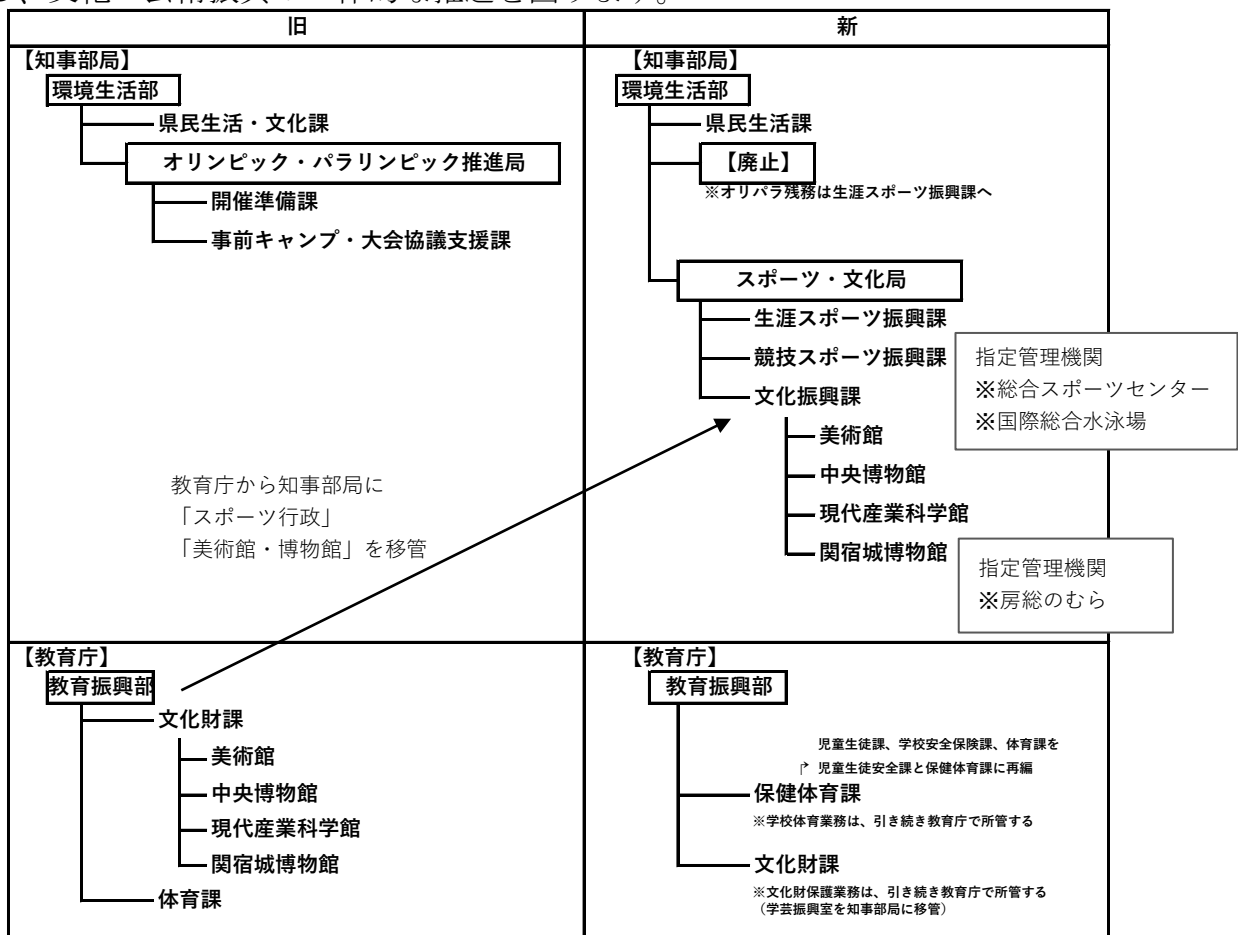


図. 新旧組織図（スポーツ・文化局新設関係）

2 千葉県生涯学習審議会における文化財課に係る審議事項について

これまで生涯学習審議会では、文化財課所掌の、社会教育機関である博物館・美術館について、今後の在り方や活性化などの重要事項をご審議いただきました。

知事部局へ移管された後も、生涯学習振興法に基づき、重要な施策については引き続きご審議いただく予定です。